

2021
10月
No.570

か り や

か り や



錦帯橋 (岩国)

写真提供：山中 一弘 氏

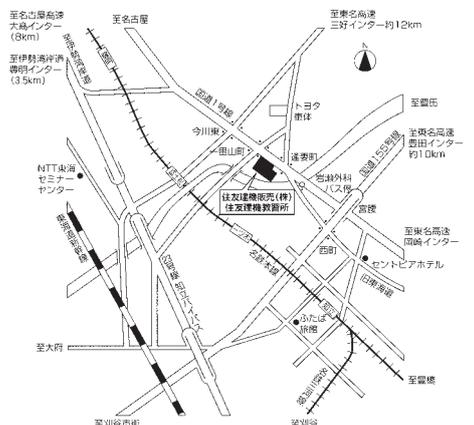
も く じ

全国労働衛生週間を迎えて.....	1	愛知県の全産業死亡災害.....	8
愛知県最低は令和3年10月1日から改定されます.....	2	労働者死傷病報告書受付状況.....	8
「業務改善助成金」のご案内.....	3	監督署だより.....	9
同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）への対応.....	4	衣浦東部保健所コーナー.....	10
令和3年度第2回「労働トラブル防止総合講座」開催.....	6	エッセイ 労務屋の昨今.....	11
中小企業無災害記録証受賞事業場.....	7	会員だより.....	13
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	7	お知らせ.....	14

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

	10月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
移動式クレーン																																
クレーン・テリック																																
衛生管理者																																
車両系建設機械																																
解体用機械ブレーカ																																
不整地運搬車																																
小型移動式クレーン																																
玉掛クレーン特別教育																																
玉掛クレーン特別教育																																
玉掛クレーン特別教育																																
玉掛クレーン特別教育																																
高所作業車																																
床上クレーン																																
ガス溶接																																
特別教育																																
安全衛生教育等																																

	11月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
移動式クレーン																																
クレーン・テリック																																
衛生管理者																																
車両系建設機械																																
解体用機械ブレーカ																																
不整地運搬車																																
小型移動式クレーン																																
玉掛クレーン特別教育																																
玉掛クレーン特別教育																																
玉掛クレーン特別教育																																
高所作業車																																
床上クレーン																																
ガス溶接																																
特別教育																																
安全衛生教育等																																



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。
- ホームページアドレス <http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

- 交通機関**
- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
 - ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
 - ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。

全国労働衛生週間を迎えて



刈谷労働基準監督署 署長 木下 竜也

一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、労働者の健康確保やメンタルヘルス対策などの職場環境整備につきまして、格別なご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は愛知労働局管内で、新型コロナウイルス感染症の罹患等、病原体による疾病に係る休業4日以上労働災害が195人発生しており、今年に入っても感染拡大に歯止めがかからない中、9月上旬に予定されておりました週間説明会は、新規感染者の急増と緊急事態宣言が愛知県にも追加発令されたこと等から、感染拡大防止等のため、急遽中止となりました。

今後も、職場の実態に即した実行可能な感染防止対策の検討と実施が求められるとともに、ワクチン接種が迅速に、且つ、広範囲に進むことが望まれます。

そこで、今年度の全国労働衛生週間のスローガンは、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

を全体スローガンとして、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るとともに、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を副スローガンとして定め、感染拡大防止の徹底を呼び掛けることとなりました。

ダブルでスローガンを設定すること自体、異例のことですが、感染力が強く猛威を振るう変異株が広がる中で、厚労省が示している「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」に基づいて、職場内の感染対策の実施状況をしっかり確認し、労使が協力して、職場の状況に応じた対策に努めていただきますようお願いいたします。

当署管内における業務上疾病の発生状況については、昨年の休業4日以上労働災害507人のうち24人となっており、最も多いのは負傷に起因する疾病で12人、そのうち10人が腰痛となっています。熱中症に関しては、昨年、当署管内では死亡がゼロ、休業災害が5人という結果でしたが、愛知県内では死亡が4人、休業災害が88人で全国ワースト1となり、こうした業務上疾病への対応が大きな課題となっています。

また、過労死等を防止するため、働き方改革の取組みと長時間労働による健康障害防止等を推進すると共に、「ストレスチェック制度」の実施とメンタルヘルス対策の促進を図ることが事業場には求められます。

さらに、「高年齢労働者の安全と健康を確保するためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づいた労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進や、今年3月に改訂された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく作業環境と健康確保の推進も重要となります。

化学物質や石綿による健康障害防止対策などについては、リスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減対策や、改正された関係規則に即した措置などが必要となります。

この他にも、治療と仕事の両立支援や受動喫煙防止対策の推進など、労働衛生の分野における課題は多岐にわたっていますが、すべての人が、安心して健康に働くことができる職場環境の実現が、本当に今こそ求められるものであり、そのための積極的な取組みを、ぜひお願いいたします。

最後になりますが、会員事業場の皆様の益々のご発展と、今後の業務上疾病を含む労働災害のさらなる減少を祈念いたしまして、全国労働衛生週間のメッセージとさせていただきます。

愛知県最低賃金は

令和3年10月1日から

改定前の
時間額 927円

時間額
955円

に改定されます。

①愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

・常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等の就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。（派遣労働者については、派遣先の地域（特定）最低賃金が適用されます。）
・なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」ではなく「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますのでご注意ください。

②使用者は適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

・最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

③最低賃金の対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

・具体的には、支払賃金額から、
①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
③時間外労働・休日労働に対する賃金
④深夜労働に対する割増賃金
⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

④賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

⑤最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる場合には支払っている賃金額を改正する必要があります。

・精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等は、最低賃金の減額の特例許可制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を改正後の最低賃金額に許可書記載の減額率を乗じて得た金額を改正後の最低賃金額から控除した金額以上にする必要があります。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）へ 電話052-857-0313

「業務改善助成金」のご案内

令和3年度

愛知県版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



コース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（※2） ・事業場規模100人以下	3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合は 4/5（※3）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上（※1）	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（※1）	120万円		
（新設） 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※2）愛知県最低賃金額は令和3年9月現在927円ですので、雇入3か月以上で時間額957円以下（月給者・日給者は時間額に換算）の労働者（試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます）が事業場に1人以上いることが申請要件です（全員が957円を超えている場合は申請できません。）10月1日からは、時間額985円以下の労働者が対象となります。

（※3）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンターにお気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 電話03-6388-6155

申請先

助成金の申請窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当) 電話052-857-0313



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省・愛知労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年9月1日作成

同一労働同一賃金 (パートタイム・有期雇用労働法) への対応

愛知労働局

働き方改革のメニューの一つである「同一労働同一賃金」への対応については、会員企業の皆様におかれましても法令遵守の分野において気掛かりなものの一つなのではないでしょうか。

一般的に「同一労働同一賃金」と言われているものは、昨年（2020年）4月1日に施行（中小企業へは今年4月1日から適用されています）された「パートタイム・有期雇用労働法」（以下、法令と言います）への対応のことです。

「同一労働同一賃金」について考えるにあたり、まずは法令の対象となる労働者と、誰と誰を比較するのかを確認しておきましょう。法令の対象となる労働者は短時間労働者、有期雇用労働者などの非正規雇用労働者（以下、「非正規雇用労働者」と言います）です。また、比較するのは同じ企業内の正社員と非正規雇用労働者です。

次に、法対応にあたって、ポイントとなる点を見ていきます。1つめのポイントは、不合理な待遇差の禁止についてです。今回の改正で、非正規雇用労働者の待遇について、就業の実態に応じて正社員との間で均等・均衡待遇の確保を図るための措置を講ずるよう義務付けられました。

この均等・均衡待遇については後で触れます。

2つめのポイントは、非正規雇用労働者から求めがあった場合には、事業主は、正社員との待遇の違いやその理由について説明をしなければならない（説明義務）ということです。

3つめのポイントは、正社員と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差により労使間に紛争が発生した際の、労働局による裁判外紛争解決手続（行政ADR）が整備されたということです。

ところで、「同一労働同一賃金」と言っても、法令は、同じ仕事をしている非正規雇用労働者と正社員の給料を同じ金額にすることを求めているわけではありません。そうした意味では「同一労働同一賃金」という言葉だけでは、この法令の意味するところを全て表しているとは言えません。キーワードとなるのは「不合理な待遇差の禁止」（均衡待遇）と「差別的取扱いの禁止」（均等待遇）という2つのキーワードです。

「均衡待遇」というのは、正社員と非正規雇用労働者の「職務の内容」、「職務の内容、配置の変更の範囲」、「その他の事情」を考慮して比較した結果、不合理な待遇差がないこと、言い換えると、待遇の違いについて「合理的な理由が説明できる」ことを言います。イメージとしては、体重（「職務内容」、「職務内容、配置の変更の範囲」、「その他の事情」）に違いがある人（正社員と非正規雇用労働者）がシーソーに乗って、シーソーが揺れ動いていても、「合理的な理由」という「おもり」や「浮力」により、シーソー（待遇）が一定の範囲で釣り合っているというような状態です。（図1）

次に「均等待遇」というのは、正社員と非正規雇用労働者の「職務の内容」、「職務内容・配置の変更の範囲」が同じである場合、待遇についても同じ取扱いにする必要があるということを言います。同じ体重（「職務の内容」、「職務の内容・配置の変更の範囲」）の人（正社員と非正規雇用労働者）がシーソーに乗った場合、台の上でシーソー（待遇）がぴったり釣り合わないといけないというイメージです。こ



図1 正社員と非正規雇用労働者（均衡待遇）

の場合、シーソーの台の位置をずらしたり、どちらかのシーソーの端を重くしたりしてバランスを崩すようなことをしてはいけないということです。（図2）

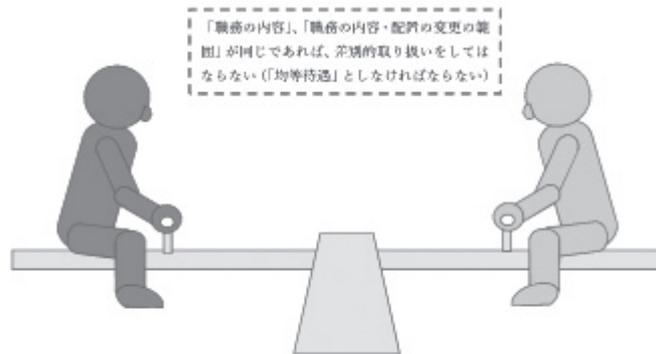


図2 正社員と非正規雇用労働者（均等待遇）

「均衡待遇」「均等待遇」を考えるにあたって参考となるものとしては、厚労省が作成した「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）があります。このガイドラインには、正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものではないのか、原則となる考え方及び具体例が示されています。また、ガイドラインには、基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載されています。なお、このガイドラインに原則が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

皆様の企業では、様々な雇用形態を設けられていると思います。同一企業内の正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できる待遇で働き続けられることは、労働者にとってはもちろん、企業の皆様にとっても労使間の信頼関係を強化するとともに、人材を確保する上でも重要なことです。

ご不明な点については、愛知労働局雇用環境・均等部指導課（052-857-0312）にお尋ねください。

令和3年度第2回「労働トラブル防止総合講座」開催

愛知県下各労働基準協会主催



総括テーマ

『新型コロナウイルス感染拡大・収束後の労務・安全衛生管理』
——5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説

愛知県下各労働基準協会は「令和3年度労働トラブル防止総合講座」をスタートしました。今年度は『新型コロナウイルス感染拡大・収束後の労務・安全衛生管理』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

①令和3年度第2回「労働トラブル防止総合講座」

本講座は昨年より会場における対面受講ができない方等のため、インターネット受講に対応しています。インターネット受講では1週間の配信期間中に、あらかじめお送りする資料・パスワードとともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。

会場は名北労働基準協会の大会議室（名古屋市北区）で、感染症予防対策の徹底を行っています。

さる8月23日に開催した第2回は「新型コロナウイルス感染を含む 労働者の健康確保対策と企業責任」と題し、成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士 長谷川ふき子弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など半数のインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し、名古屋西労働基準協会 鹿島専務理事が開会挨拶を行いました。

続いて長谷川弁護士より、「安全配慮義務の観点」「出社命令・出張命令」「妊娠中の女性労働者」「感染者等への対応」等、豊富な資料・裁判例とともに解説が行われました。

以降の開催内容は次の通りです。

▽

■第3回■

令和3年10月22日

宮澤俊夫法律事務所 所長

宮澤俊夫弁護士

「就労環境悪化で増加が懸念 パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応」



②長谷川弁護士

■第4回■

令和3年12月10日

那須・岩崎法律事務所

岩崎友就弁護士

「企業防衛のための労働条件不利益変更を含む 就業規則改定による労働条件変更の留意点」



③鹿島専務理事

■第5回■

令和4年2月21日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「テレワーク等を含む 賃金支払、過労死・過労自殺訴訟に繋がる労働時間の解釈」

各回とも、会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。会員 6310円、一般 8350円。

お問い合わせ・お申し込みは、名北労働基準協会総合受付（☎052-961-1666）まで。

中小企業無災害記録証受賞事業場

下記の会員事業場が中小企業無災害記録を達成されました。

受賞事業場 寿金属工業株式会社 碧南工場（碧南市善明町 2-96）

受賞種類 第3種（銅賞）令和2年4月15日 記録2850日 達成

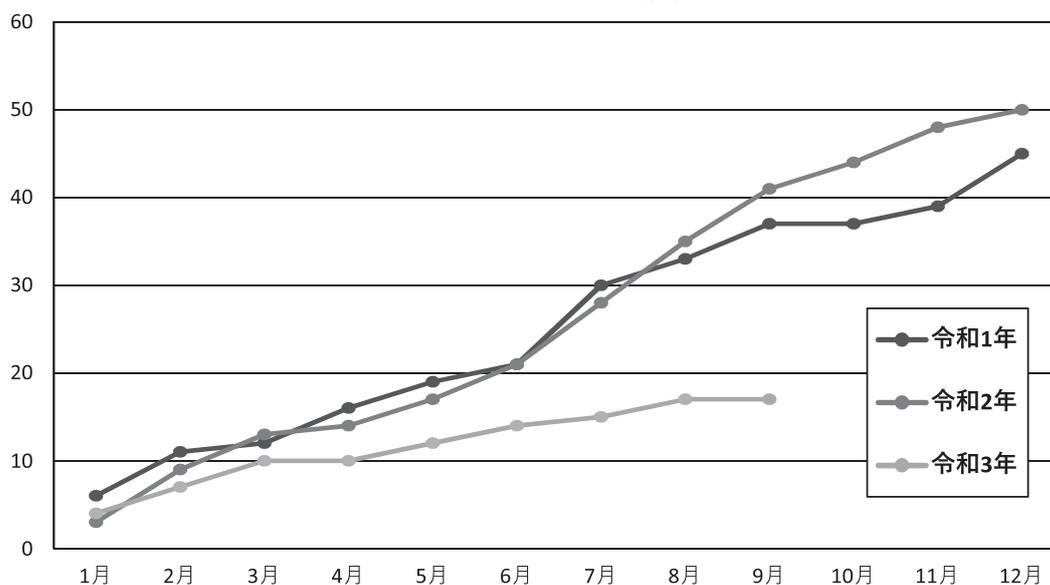
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年9月8日現在の速報値）

愛知労働局

業 種		年 別	令和3年（速報値）	令和2年同期（速報値）	令和2年確定値
製 造	造 業		9	3	11
	食 料 品 製 造 業		1		
	化 学 工 業		1	1	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2		1
	金 属 製 品				2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	2	4
	そ の 他		3		1
建 設	設 業		3	7（1）	13（2）
	土 木 工 事 業			4（1）	4（1）
	建 築 工 事 業		3	1	5（1）
	そ の 他			2	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業			6（1）	7（1）	
商 業	業		2（2）	3（1）	3（1）
	卸 売 業				
	小 売 業		2（2）	2（1）	2（1）
	そ の 他			1	1
清 掃 ・ と 畜 業			2	3	
上 記 以 外 の 事 業		3（1）	8	13（2）	
合 計			17（3）	29（3）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

(令和3年9月8日現在)

愛知労働局

発 生 月 発 生 時 間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
1月 0:00	保健・ 衛生業	10～29 名	介護職員	70代	4年	その他	その他の起 因物	職場内で感染症にり患し、その後死亡したもの。
5月 8:10	非鉄金属 製造業	50～99 名	システム エンジニア	50代	33年	その他	その他の 起因物	プログラム開発で県外へ長期出張中、通勤経路上で倒れているところを発見され、救急搬送された病院で死亡した。検査の結果、新型コロナウイルス関連肺炎と診断された。出張先事業場で感染者が出ており、そこで感染したものと推定されている。
8月 10:50	電気機械 器具製造 業	30～49 名	その他の 製造工	70代	18年	感電	送配電線等	乾燥設備の不調により、隣に設置してある休止中の乾燥設備の上部に上がり、交換部品の鉛板を探していたところ、天井付近に敷設してある天井クレーンのトロリ線に接触し感電したものの。
8月 20:00	電気・ガ ス・水道業	9名以下	作業者、 技能者	50代	4年	おぼれ	その他の 装置・設備	下水処理施設で大雨に伴う排水作業を単独で行っていたが、作業終了予定時刻になっても戻らず、連絡も取れなかったため捜索したところ、汚水槽内部で発見された。槽のマンホールが開いた状態となっていたため、被災者は誤って転落して溺れたものと推定される。

令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況 (令和3年8月末日現在)

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	18		135		116		+19		建 設 業 計	3		17		26	(1)	-9	-1
食 料 品	2		27		20		+7		土 木	1		5		3	(1)	+2	-1
織 維			1				+1		建 築	2		9		15		-6	
木材・木製品			1				+1		そ の 他			3		8		-5	
製紙・印刷					2		-2		交 通 ・ 運 輸 業	4		44		34		+10	
化 学			3		8		-5		陸 上 貨 物 業			3		1		+2	
窯業・土石	2		6		5		+1		港 湾 荷 役 業								
鉄鋼・非鉄	1		8		12		-4		商 業	7		41		36		+5	
金属製品	4		27		32		-5		接 客 ・ 娯 楽 業	1		17		10		+7	
一般機械			4		9		-5		清 掃 業	3		10		13		-3	
電気機械	1		3		3				そ の 他	7		71		45		+26	
輸送用機械	7		47		22		+25		合 計	43		338		281	(1)	+57	-1
その他製造	1		8		3		+5										

※本統計は令和3年8月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

改正特定化学物質障害予防規則における 呼吸用保護具の選定とフィットテストについて ～金属アーク溶接等作業に係る措置～

刈谷労働基準監督署

令和3年4月1日より、改正特定化学物質障害予防規則が施行・適用されました。これにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者が溶接ヒュームにばく露し、健康障害を発生することを防ぐために、法定の措置を講じることが、事業者の義務となりました。

すでに、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（プッシュプル型換気装置、局所排気装置による換気）を講じること^{*1}や、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること^{*2}、金属アーク溶接等作業を行う床を1日1回以上粉じんの飛散しない方法によって掃除すること^{*1}、6月以内ごとに1回の健康診断を実施することは、実施の義務があります。

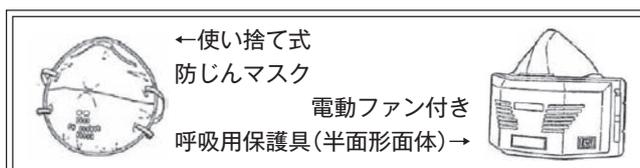
さらに、経過措置が取られている事項として、令和4年4月1日以降に、特定化学物質作業主任者の選任、個人ばく露測定による空気中の溶接ヒューム濃度測定の実施が義務となります^{*3}。この濃度測定の結果によって作業中に使用するべき呼吸用保護具（マスク）の性能が決定します。マスクによって法定の指定防護係数が定められており、この数値が要求防護係数（空気中のマンガンの濃度（mg/m³）÷0.05）以上のものを使用する必要があります。指定防護係数の例として、使い捨て式防じんマスクは4～10、電動ファン付き呼吸用保護具（半面形面体）は14～50となっています。

そして、令和5年4月1日以降には、呼吸用保護具が使用者に適合しているかのフィットテストを年1回行う必要があります^{*4}。このフィットテストですが、日本産業規格 JIST8150 に適正な方法が定められており、1つは、定量的方法で、フィットファクタ（マスクの顔面への密着度）を機械で測定する方法です。もう1つは、定性的方法で、甘味料等が入った液を噴霧した試験キットの中で、マスクを着用した人が味や臭いを感じるかどうかをテストします。事業場の実情に合わせてどちらの方法を採用するかご検討ください。

JIST8150 の定めでは、定量的方法、定性的方法のいずれも、フィットテスト中に、①通常の呼吸、②深呼吸、③頭を左右に回す、④頭を上下に動かす、⑤発声、⑥前屈、⑦通常の呼吸の順で、各動作60秒以上行うこととされています。その他、定性的方法では試験キットの液の取り扱い等、実施するテストに応じて注意事項がありますので、検査者に正しい知識を持たせ、適切に行わせるようにしましょう。

実施したフィットテストの記録は、溶接ヒューム作業をする個人ごとに3年間保存しなければなりません。フィットテストが不合格であれば、ゴムひもの調節等をして再度行うことになると思われませんが、どうしても合格しない場合は、着用するマスクの変更を検討する必要があります。

いくらマスクの性能が良くても、そのマスクが作業員にあっておらずマスクと顔の隙間から溶接ヒュームが入ってしまうと意味がありません。フィットテストを確実にを行い、適切に健康障害防止の取り組みを行いましょう。



^{*1} 屋内作業場に限りです

^{*2} 粉じん障害防止規則により、特定化学物質障害予防規則の適用前から防じんマスクの使用が義務付けられています。

^{*3} 現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場がある場合は、令和4年3月31日までにを行う必要があります。

^{*4} フード型、フェイスシールド型等の面体を有しない呼吸用保護具は適用除外となります。



今月は安城市からお知らせします！！



「まちの健康おくすり屋さん」を利用しよう！！

薬局は、病気やケガになってから治療薬をもらうために利用することが多いですが、「安城市まちの健康おくすり屋さん」では、健康相談・健康測定機器で自分の身体の状態を知ること、生活習慣の見直しにつながり、生活習慣病を「予防」する場としても活用することができます。

※「健康相談」「健康測定」は無料です。

お気軽にご利用ください。(店舗によって実施メニューが異なります)

【相談内容】

- ◇ 禁煙相談
- ◇ 妊娠・授乳のおくすり相談
- ◇ 新生児・育児のおくすり相談
- ◇ 認知症のおくすり相談
- ◇ 介護用品の相談
- ◇ 栄養相談

【健康測定】

- ♥ 血圧計
- ♥ 体組成計
- ♥ 血管年齢計
- ♥ 握力計
- ♥ 血中酸素濃度計
- ♥ 肌年齢計



このステッカーが
目印です！！

カプちゃん



★詳細は安城市HP「まちの健康おくすり屋さん」登録薬局一覧をご覧ください。



一般社団法人 東海労働経済研究所
 代表理事 小栗 利治
 (前愛知紛争調整委員会委員)

パワハラ対策 道半ば

2021（令和3年7月19日付）日本経済新聞は、標題をテーマとして特集をしている。職場のパワーハラスメントを防ぐ改正労働施策総合推進法（別名パワハラ防止法）が施行1年、相談件数は4割増と報じた。

一方、愛知労働局発行の「愛知労働行政のあらまし Pro File 2021.6 頁でも下記の記述が掲載されている。

(3) 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントは、働く人の尊厳を傷つける、あってはならないことであるとともに働く人の能力発揮の妨げになります。

これらハラスメントの撲滅に向けて、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、事業主に義務付けられたハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせや、顧客からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応も求められています。

また、令和4年1月よりパワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、中小事業主向け説明会による集中的な周知徹底を実施するとともに、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、企業対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの周知を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントをはじめとしてあらゆる労働問題に関する相談に当たっては、労働者等の立場に配慮しつつ、紛争解決援助の活用も含めた迅速・丁寧な対応を行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

前掲、新聞報道に戻ると、「職場のパワーハラスメントを防ぐ改正労働施策総合推進法（別名パワハラ防止法）の施行から1年がたった。だがパワハラ被害は増え続け、対応が不十分な企業は依然多い。罰則がないといった防止法の甘さなどが解決を阻んでいるとの指摘もある」。

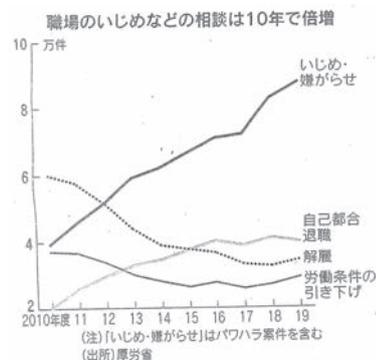
また右記の表を示している。

この表から伺われるのは、各企業のサバイバルをかけた過当な競争が見え隠れする。

企業は殺し合いの競争をしているのであろうか。

そうだ。それが唯一の道として戦っているのであろう。

また、本誌6月号においても、「パワハラ防止法」のテーマで執筆させて頂いたが、労働契約関係で結ばれた職場は、指揮命令下で働く、使用従属関係にある雇用契約で、会社は



認定の難しさに課題



パワハラ相談は増加 (連合のホットライン)

国際間の厳しい競争下にあつて、一定の利潤を挙げ、働く人への社会生活を安定させるレベルの報酬を払い、かつ国際的と言われる国の界を超えた企業と品質、価格の競争に堪えなければ生き残れない「むごさ」を感じる。

前掲紙に戻ろう。

「上司にあいさつしたら無視された」。ベルシステム24ホールディングスの「ハラスメント相談デスク」には、従業員からの相談が多く集まる。大半は些細な人間関係のすれ違いだ。この件も調査すると「上司が気づかなかっただけ」と判明した。

誤解や思い込みの相談増加は無駄にもみえるが、担当者は「問題がこじれて深刻なパワハラなどに発展する前に対応できるともいえ、むしろ歓迎」と話す。同社は2019年にハラスメントの相談体制を一新。担当を人事部門から法務・コンプライアンス部門に移し「相談しても不利な人事につながらない」とアピールした。

それ以降、気軽な内容の相談も増えたという。

製造の現場であつては24時間マシンに合わせ、交替制で働く体制が生まれ、主に立ち作業で寸時を惜しむように動き廻らねばならない場合が多い。つまりマシンに追われて思考停止状態で、動いているだけでも思われる「動き」をしている場合も多い。これらの動きは、「自動化されたマシン」に委ねるべきかも知れないが、ロットが大きければ設備機器に対応できるが、小ロットの場合も多く、人力に委ねなければならない場合も多い。前掲紙を更に続けよう。

減らない被害

だが同法の施行後もパワハラ被害は増えている。日本労働組合総連合会（連合）が設ける「なんでも労働相談ホットライン」に寄せられる「パワハラ・嫌がらせ」の20年6月～21年5月の相談件数は、前年同期比で43%増の2818件に上った。厚生労働省の統計では、20年度に精神疾患にかかって労災認定を受けたのは608人で前年度比19%増。原因別では「上司などからのパワハラ」(99人)が最も多かった。

労働者と企業のトラブルを解決する「個別労働紛争解決制度」に関する相談のうち「いじめ・嫌がらせ」は10年で2倍以上となった。長年続く増加傾向に歯止めがかからない。

パワハラ防止法には当初から「実効性が乏しいのではないか」との懸念があつた。パワハラ自体を禁止する想定がないうえ、企業が対応義務に違反した場合の罰則がないからだ。

曖昧な線引き

ただ企業側も対応に悩む。問題行為が比較的わかりやすいセクハラに比べ、パワハラは業務上の指導との差がつけにくい。厚生労働省は指針を示し、「必要以上に長時間厳しい叱責を繰り返す」はパワハラで、「再三注意しても遅刻する労働者に一定程度強く注意する」は該当しないなどと例示するが、曖昧さが残る。

むしろ定義や例示を細かくしすぎると、一つ一つの発言まで「業務に関連するか」を検討するなど論点が増え、逆に認定が難しくなるとの指摘もある。滋賀大学の和田勤太名誉教授は『「加害者が何をしたか」という分析に偏るのではなく、『どんな被害が生じたか』という点を重視してハラスメントを認定していくべきだ』と話す。

近年もトヨタ自動車や三菱電機、大阪メトロなど大企業でパワハラや、パワハラに関係が深いと思われる従業員の自殺などが相次ぐ。パワハラ防止法は、問題解決への第一歩に過ぎない。各社の防止策を促がし、被害を広げないためにどうルールを運用するかが問われる。（相模真記）

追記

若い「労働基準監督官」であつた頃、管内の当時「川崎製鉄」工場長から直接伺つた話

「現場の生の声を聞くために、皆んなと酒を飲んだ。徹底的に。そしてそのとき本音を聞いた。家へ帰る力もないくらい酔って、道端で朝を迎えたことは再三、再四あつた」

山本五十六長官

「言つて、きかせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ」上司は人とマシンを使い分け、住み分けているのであろうか」と部下に思われたら人間失格だ。

会員だより

高浜支部

《会社概要》

名 称：合資会社ホーハン製陶所

所 在 地：愛知県高浜市青木町5丁目2番地7

電 話：0566-52-3888

U R L：http://www.hohan.com/

創 業：昭和16年4月

設 立：昭和33年3月10日

資 本 金：500万円

代 表 者：代表社員 杉浦 隆幸

従 業 員：17人

事業内容：インテリア陶器、エクステリア陶器、植木鉢、洋蘭鉢、ガーデニング用プランター
テラコッタ鉢、各国陶器鉢の輸出入



《沿革》

昭和16年4月：杉安製陶所創業 木炭コンロ（七輪）、もみがら（籾殻）火鉢、製造販売

昭和25年10月：練炭火鉢、練炭コンロ、製造販売

昭和33年3月：合資会社 ホーハン製陶所 設立

昭和40年1月：本社工場竣工 業界初トンネルキルン導入、植木鉢自動化ライン設備

昭和46年3月：本社社屋竣工

平成7年10月：本社新工場竣工

平成11年2月：建築用ブロック意匠登録

平成12年7月：植栽ブロック意匠登録

平成29年12月：代表社員に杉浦 隆幸 就任

平成31年1月：トーストスチーマー製造開始

令和2年11月：陶器製品およびその製造方法特許取得



洋ラン鉢

《事業概要》

当社は、洋ラン鉢、植木鉢の製造・卸売事業を主たる事業としており、主な販売先は全国の鉢花の栽培業者です。当社は、国内工場によるブランド力や、得意先から品質・デザイン・納期に対する高評価いただき、お取引いただいております。

また、最近では当社の製造技術を活かし、家庭用品メーカーより陶器製品（商品名：トーストスチーマー）の製造を受注し、そのトーストスチーマーが大手メディアなどで取り上げられるなどしてヒット商品となり、出荷量を伸ばしています。



植木鉢



トーストスチーマー

お知らせ

労災保険実務講習会開催について

1. 日時 2021年11月18日(木) 13:15~14:30 (予定)
2. 会場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町1丁目157番地 TEL 0566-24-1841)
3. 定員 80名(先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者は1事業所1名
でお願いいたします。当日のお席は指定席とさせていただきます)
4. 次第
 - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 神谷労災部会長
刈谷労働基準監督署 木下署長
 - 2) 説明 「最近の労災請求事案について」(仮題)
刈谷労働基準監督署 労災課 担当官
5. 参加費 無料(非会員の方も無料です)

過労死等防止対策推進シンポジウム

1. 日時 2021年11月8日(月) 13:30~16:00 (受付13:00~)
2. 会場 名古屋市中企業振興会館 7F メインホール
(名古屋市中区千種区吹上二丁目6番3号)
3. お申込み方法 過労死等防止対策推進シンポジウムを検索してお申込み願います。

女性活躍推進法改正育児・介護休業法労働施策総合推進法 WEBセミナー

1. 日時 開催日程① 令和3年10月26日(火) 14:00~15:50 (Zoomで実施) (定員150名)
開催日程② 令和3年12月14日(火) 14:00~15:50 (Zoomで実施) (定員150名)
2. お申込み方法 愛知労働局HPからお申込み願います(先着順)

年次有給休暇を活用して

愛知県の魅力に触れよう!

~ 地域が一体となって年次有給休暇の

取得促進に取り組みましょう ~

事業主、働く人、地域の住人の皆様へ

年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、
会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、
愛知県は四季折々の観光資源に恵まれているため、感染リスクを避けながら、身近な愛知県
内の観光資源に触れていただくことで、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、愛知労働局雇用環境・均等部指導課 (☎ 052-857-0312) にお問い合わせください。



刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費		
				会員	非会員	
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 11月5日 (実) 11月6・7・13日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円		
		(学) 12月3日 (実) 12月4・5・11日				
	プレス機械作業主任者	11月8・9日	満席	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円	
	酸欠・硫化水素危険 作業主任者	11月24・25・26日	満席	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円	
	有機溶剤作業主任者	11月15・16日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		12月20・21日	満席			
		12月9・10日		岡崎コンファレンスセンター	12,980 円	
	特化物・四アルキル 鉛等作業主任者	11月4・5日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		11月29・30日	満席			
		12月7・8日	満席	刈谷商工会議所		
12月14・15日		満席	あいち産業科学技術総合センター			
12月21・22日		満席	刈谷商工会議所			
12月23・24日		満席	あいち産業科学技術総合センター			
特 別 教 育	粉 じ ん	11月8日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円	
	低 圧 電 気 (実技 7H 含む)	(学) 11月16日 (実) 11月17日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円	
	機 械 研 削 と い し	(学) 11月18日 (実) 11月19日	満席	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11月22日	満席	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
	プ レ ス 金 型	(学) 12月6日 (実) 12月7日		あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	ア ー ク 溶 接	(学・実) 12月16・17日 (実) 12月25日	満席	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	20,000 円	23,000 円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト	(学・実) 12月16・17日 (実) 12月25日		あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
そ の 他 の 教 育	職長教育(製造業)	11月1・2日	満席	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	職長・安全衛生 責任者教育(建設業)	11月1・2日	満席	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
	衛生推進者養成講習	12月2日		あいち産業科学技術総合センター	9,850 円	
	有機溶剤業務 従事者教育	12月13日		あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学 科 (日)	実 技 (日)			
ガ ス	12月13日	12月18日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780 円
技能講習 乾燥設備作業主任者	12月1・2日		ポ ー ラ ビ ル		13,340 円
鉛 作 業 主 任 者	12月9・10日		ポ ー ラ ビ ル		13,060 円
石 綿 作 業 主 任 者	12月6・7日		ポ ー ラ ビ ル		13,280 円
特別教育 ダ イ オ キ シ ン	12月6日		ポ ー ラ ビ ル		7,590 円
その他 衛生管理者直前講習	12月8日		ポ ー ラ ビ ル		8,000 円

西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日 程	会 場
産業用ロボット特別教育	11月9・10・11 or 12日 (満席)	(学科) 岡崎市中小企業・勤労支援センター (実技) グローバル安全衛生教育センター
自由研削といし特別教育	11月26日 (満席)	(株)アイシン 城山工場
アーク溶接特別教育	11月18・19・20日 (満席)	(学科) 西尾市文化会館 (実技) (株)アイシン 工機工場
	12月16・17・18日 (満席)	豊田市福祉センター 他

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 職金 共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

協賛 第72回 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日
向き合おう！ ころとからだの 健康管理

Nakagawa Mold & Design, Inc.
中川工業株式会社

いろんな型
づくっています

1. 精密铸造用の木型
樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
2. スタンピング型及び簡易プレス型の
設計・開発及び製造
3. スタンピング型及び簡易プレス型による
樹脂、金属プレス成形品の製造
4. 铸造用砂型・部品の設計・開発及び製造
5. 検査治具の設計・開発及び製造

ISO9001:2008
ISO14001:2004 認証取得 <http://www.nakagawa-kk.co.jp/>

工場メンテナンスのエキスパート



中一建設工業株式会社

本社 愛知県知立市内幸町加藤75番地 〒472-0042
TEL (0566) 82-7111 (代) FAX (0566) 81-1132
URL: www.nakaichi-kensetsu.com

工場設備のトータルプランナー企業

HIC 豊安工業株式会社

472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40
TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321

<http://www.e-houan.co.jp/>

人と電気を未来へつなぐ。



高浜電工株式会社

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8

TEL : 0566-53-1490 Fax : 0566-52-6777

HP : <http://www.takahamadenko.com>

DENSO
Crafting the Core



人からしか生まれぬ熱で、
未来をつくれ。人の手で、つくれ。

Crafting the Core



QUALITY OF TIME AND SPACE

すべてのモビリティに“上質な移動空間”を

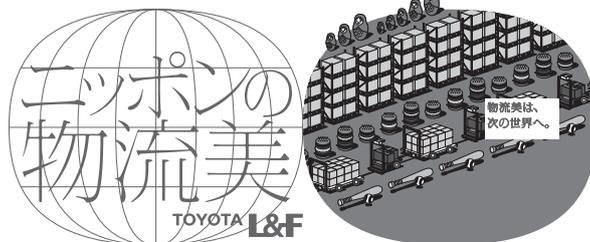
トヨタ紡織

協賛 第72回 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日

向き合おう！ ころとからだの 健康管理

LOGISTICS & FORKLIFT



豊田自動織機

歴史ある若い会社、ジェイテクト。

JTEKT

自動車部品・ベアリング・工作機械の、ジェイテクト。

世界のくらしに笑顔届けたい

トヨタのミニバン、商用車、SUVを担う完成車両メーカーとして、
人々のくらしに寄り添い、お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体
TOYOTA AUTO BODY



アイシンは、挑む。

“移動”に感動を、未来に笑顔を。

AISIN
We Touch the Future

協賛 第72回 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日
向き合おう！ ころとからだの 健康管理

「高・シンクロ」BSFS搭載 小型軽量なブレスリンクプロウーマスク登場

BL-1005

軽量・薄型バッテリーを内蔵し、音への負担を軽量化
マイティミクロンフィルター採用
会話を明確にする伝声器内蔵

選別率 / 等級: A級 (10%以下)
ろ過材 / 等級: FFI1 (95.0%以上)

安全衛生ディビジョン
〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地 TEL:03-5276-1911 (大代表) FAX:03-3265-1976
<http://www.koken-ltd.co.jp>

株式会社豊田自動織機グループ
SUN VALLEY 株式会社 サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください
〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F
TEL : 0566-25-2258
E-mail: sv_bousai@sunvalley-e.co.jp

自動車・治工具部品の熱処理なら当社にお任せください！

栄熱処理工業株式会社

代表取締役社長 黒田 栄一
〒448-0033 刈谷市丸田町2丁目28番地
TEL 0566-21-5161 FAX 0566-23-5579
<http://sakae-netsu.jp>

サンエイ株式会社 健康経営優良法人 2021 プラチナ500

作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定ならぜひ当社にお任せ下さい！

[環境事業部] 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1
TEL 0566-22-2114 担当:安間大剛(だいごう)

TS SERVICE Inc.

株式会社 TSサービス

〒448-0803 愛知県刈谷市野田町北屋敷157番地2
TEL : 0566-63-5492 FAX : 0566-63-5493
URL : www.tss-kk.com

- ・人材派遣 : 派 23-301303
- ・職業紹介 : 23-ユ-301027
- ・登録支援機関 : 20 登-004356
- ・寮社宅管理

「ころとからだ」に—
近藤グループ www.kondo.jp

(株)近藤組
●土木事業 ●建築事業
●舗装事業 ●住宅事業
●都市開発事業

近藤工業(株)
●自動車部品事業 ●建設・パーキング事業
●工作機器事業 ●エクステリア事業
●環境機器事業

(株)プラスワン
●住宅リフォーム事業

新日産業(株)
●損害保険代理事業 ●省エネ関連商材販売

エネルギーK(株)
●太陽光発電事業



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
 不休災害 黄
 休業災害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから
midori-anzen.co.jp/mwj/



MIDORI
LADIES' WORKS COLLECTION

明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎ 052-822-2525
FAX 052-824-1064

《四大定期刊行誌》

●単行本

<p>労基法運用の実務広報誌</p> <h2>労働基準広報</h2> <p>B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>管理・監督者のための実践情報誌</p> <h2>先見労務管理</h2> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>年度版 安衛法便覧 労働調査会出版局 編 最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。 B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税</p> <p>購読会員への特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期付録の発行 ●労務相談室の無料利用 ●労務関係資料の無料提供 ●社内研修等への講師の派遣
<p>労働安全衛生の専門情報誌</p> <h2>労働安全衛生広報</h2> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>雇用管理者必携</p> <h2>建設労務安全</h2> <p>B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税</p>	

◎労働基準調査局とは一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二
刈谷労働基準協会
電話 〇五八六一二二一六三三三
〇五八六一二二一六三三三

定価一五〇円